



分を財政調整基金から繰り入れるものです。

歳出です。「4款 衛生費、1項 保健衛生費、2目 予防費、説明欄1 予防接種」8,789万5千円は、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザとの同時罹患を予防し、重症化や施設でのクラスター等を防ぐため、無償での季節性インフルエンザ予防接種にかかる費用を計上するものです。

「高齢障がい課」454万5千円は、障がいのある方向けの季節性インフルエンザ予防接種費用を計上するものです。「健康推進課」8,335万円は、65歳以上の方と小学校2年生までの乳幼児及び児童に対する季節性インフルエンザ予防接種費用を計上するものです。「説明欄10 新型コロナウイルス感染症予防」1,250万円は、新型コロナウイルス感染症の唾液検査等を実施する医療機関に対し、環境整備のため1施設30万円を補助するものです。また、狛江市医師会、歯科医師会及び薬剤師会に所属する機関に対し事業継続を支援するため、1施設10万円を補助するものです。

「7款 商工費、1項 商工費、2目 商工業振興費、説明欄6 中小企業者緊急対策応援事業」2,000万円は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により売上げが減少したものの、国の持続化給付金等の支給要件を満たすことのできない市内事業者に対し10万円を給付するものです。

「10款 教育費、5項 社会教育費、5目 市民ホール費、説明欄1 市民ホール関係費」500万円は、文化・芸術等の活動に係る収入により生活を維持している方で、動画を提供していただいた方や団体に奨励金を給付するものです。市は文化振興事業団に対して補助を行い、事業団から一人5万円の奨励金を給付します。

市長 特に意見等なければ、案のとおり決定します。続いて審議事項2「第2期こまえ子ども・若者応援プラン実施計画について」は、先ほどの子ども・子育て支援事業計画推進本部会議で了承されましたので、庁議としても了承します。

次に、報告事項1「令和元年東日本台風（第19号）災害に係る狛江市義援金の配分完了について」を報告してください。

部長 令和元年東日本台風（第19号）災害に係る狛江市義援金の配分が完了しましたので報告します。配分対象者は222人で、申請を受けた217人の方に配分し、申請率は97.7%となりました。8月31日に最終申請を締め切り、9月16日に最終配分を行いました。

義援金総額は、東京都からの追加配分を加え、1,142万3,939円となりました。配分率は、6月2日の庁議にて報告したとおり、狛江市義援金配分委員会で決定した配分率を用い、被害区分ごとの最終配分額は、資料表2のとおりとなりました。

なお、義援金総額に対して配分額の合計が、512 円少なくなっていますが、これはこの配分率に基づく端数であり、全額を日本赤十字社令和元年台風第 19 号災害義援金へ寄附しました。

2 ページには、参考に被害区分と申請日ごとの配分パターンを載せています。

本件については、市ホームページにも掲載しています。

市長 続いて報告事項 2「あいとぴあレインボープラン 狛江市第 4 次地域福祉計画、狛江市高齢者保健福祉計画及び狛江市障がい者計画進捗管理平成 31 年度報告書について」を報告してください。

部長 あいとぴあレインボープラン狛江市第 4 次地域福祉計画進捗管理については平成 30 年度から令和 5 年度までを計画期間とし、狛江市高齢者保健福祉計画、第 7 期介護保険事業計画及び狛江市障がい者計画、第 5 期障がい計画及び第 1 期障がい児福祉計画については、平成 30 年度から令和 2 年度までを計画期間として、平成 30 年 3 月に策定しました。この計画の着実な進捗を図るため、地域福祉計画については狛江市市民福祉推進委員会に、高齢者保健福祉計画については、高齢小委員会に、障がい者計画については障がい小委員会に平成 31 年度の重要施策にかかる主な事業の実施結果を報告し、いただいた内容を反映させ、報告書としてまとめました。

まず、地域福祉計画の進捗管理について説明します。高齢者保健福祉計画及び障がい者計画の進捗管理の報告書の構成についても同様に、第 1 章の重点施策事業別進捗状況シートと第 2 章の重点施策進捗管理シートで構成されています。

次に、第 1 章の重点施策事業別進捗状況シートは、計画に位置付けられた事業を着実に実施するため、重点施策に係る事業のうち新規に実施する事業等、進捗管理が必要と認められるものについて、当該年度に実施したことを「Do (実行)」の欄に、事業の実施結果の評価を「Check (評価)」の欄に、事業の改善点を「Act (改善点)」の欄に記載しています。

次に、第 2 章の重点施策進捗管理シートは、本計画で掲げた基本理念及び基本目標を実現にするために市で実施すべき重点施策の当該年度における実施状況及び課題を市民に分かりやすく説明するため、当該重点施策を実施するに当たっての課題を記載するとともに、狛江市市民福祉推進委員会からいただいた意見を「委員会からの意見」の欄に記載しています。

地域福祉計画の進捗結果の概要ですが、進捗評価をした 14 事業のうち A の「進捗している」が 9 事業、B の「現状維持」が 4 事業、C の「あまり進捗していない」が 1 事業という結果になりました。高齢者保健福祉計画の進捗結果の概要ですが、進捗評価をした 23 事業のうち A の「進捗している」が

16事業、Bの「現状維持」が6事業、Cの「あまり進捗していない」が1事業という結果になりました。障がい者計画の進捗結果の概要ですが、進捗評価をした21事業のうちAの「進捗している」が7事業、Bの「現状維持」が12事業、Cの「あまり進捗していない」が2事業という結果になりました。

市長  
部長

その他お知らせはありますか。

市民センター改修等基本方針の市民説明会についてです。

本説明会は、9月17日午後7時から、19日午前10時から及び19日午後1時30分からの3回に分けて開催し、参加人数は、17日に37人、19日午前に23人及び19日午後に24人の合計84人となりました。参加者からは、基本方針を撤回すべきという意見もありましたが、その他、今後の進め方等に関する質問や意見等がありました。今後、本方針に則って進めていきたいと考えています。

市長  
部長

他に何かありますか。

狛江市民憲章の改定についてです。

令和元年5月21日の庁議において了承いただいた狛江市民憲章が、10月1日付けで改定されます。

昭和50年10月1日に制定後40年以上経過しており、馴染みのない市民も増えてきたことから、市民の心のよりどころである市民憲章が、より狛江に誇りと親しみを持てるものとなるよう改定するものです。既存の市民憲章をもとに検討を行ったことから、廃止し新たに制定するのではなく、改定という形を取りました。

改定に伴い、既存の看板の塗り直しと、市内小中学校及び公共施設を中心とした看板の新設を行い、また、10月1日午後4時より狛江市役所市民ひろばにて市民憲章板の除幕式を実施します。加えて、新しい狛江市民憲章に込められた思いが正しく伝わるよう、解説を市ホームページ上で公開します。

庁内で使用している封筒や今後発行する刊行物等については、改定後の市民憲章を掲載していただくようお願いします。

市長  
部長

他に何かありますか。

令和2年国勢調査の回答についてです。

令和2年10月1日を基準日として全国一斉に行われる令和2年国勢調査ですが、市においても既に各世帯への調査書類の配布を開始しているところです。

国勢調査は統計法に基づく我が国で最も重要な基幹統計調査であり、調査世帯には回答の義務が課せられていますので、職員においては、回答期限内に適切に回答することと、併せて新型コロナウイルス感染症対策のため、国が推奨しているスマートフォンやパソコン等によるインターネット回答を

行うようお願いします。

市 長 他に何かありますか。

部 長 職員の処分についてです。

6月23日の庁議にて報告のあった、固定資産税・都市計画税の課税誤りの件について、関係職員の処分を行いました。最も重い処分で訓告処分であり、狛江市職員の懲戒処分等に関する指針における、職員の懲戒処分の公表基準では公表の対象ではありませんが、注意喚起のために報告するものです。

また、各部において、処理手順の確認や情報共有の徹底を行うとともに、最終確認の状況についても確認し、同様の事例が起こることのないよう注意してください。

市 長 他に何かありますか。

部 長 令和元年東日本台風に伴う浸水被害への市の取組みに関する説明会についてです。

本説明会は、9月18日午後6時30分から、19日午前10時30分から及び19日午後3時30分からの3回に分けて開催し、参加人数は、18日に36人、19日午前に73人及び19日午後に43人の合計152人となりました。参加者からは、これが今後浸水被害を発生させないための取組のスタートである、抜本的な対策が遅い、市民への情報提供を迅速かつ分かりやすくしてほしい等の意見があり、今後の取組に活かしていきたいと考えています。

市 長 台風12号が関東地方に接近するという情報が出ており、対応を協議する必要があるため、本日、午後4時より臨時庁議を開催します。また、各部においては、施設の点検、確認をしてください。

以上で本日の庁議を終了します。次回の庁議は、9月30日午前9時00分から開催します。